

厚生労働大臣の定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

(1) 入院基本料

令和 6年 10月

※一般病棟（2階） 一般病棟入院基本料

地域包括ケア入院医療管理料 1

※看護職員配置加算（50対1）

※看護補助者配置加算（25対1）

「当病棟では、1日に13人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。」

- ・朝8時から夕方16時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・夕方16時から深夜0時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ・深夜0時から朝8時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

※療養病棟（3階） 療養病棟入院基本料

※療養病棟療養環境改善加算 1

「当病棟は、1日に7人以上の看護職員と、7人以上の看護補助職員が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。」

- ・朝8時から夕方16時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・夕方16時から深夜0時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。
- ・深夜0時から朝8時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は35人以内です。
- ・朝8時から夕方16時まで、看護補助職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・夕方16時から深夜0時まで、看護補助職員1人当たりの受け持ち数は35人以内です。
- ・深夜0時から朝8時まで、看護補助職員1人当たりの受け持ち数は35人以内です。

※診療録管理体制加算 3

※後発医薬品使用体制加算 1

※データ提出加算

※感染対策向上加算 3

※入退院支援加算

※認知症ケア加算

(2) 各種届出事項

※入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

「入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。」

※機能強化加算

※医療DX推進体制整備加算

※別添1の「第14の2」の1の(1)に規定する
在宅療養支援病院

※在宅時医学総合管理料及び施設入居時等
医学総合管理料

※脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）

※運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

※二次性骨折予防継続管理料 2

※二次性骨折予防継続管理料 3

※外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

※入院ベースアップ評価料

※がん治療連携指導料

※検体検査管理加算（Ⅱ）

※輸血管理料Ⅱ

※輸血適正使用加算

※CT撮影及びMRI撮影

※医科点数表第2章第10部手術の通則の16に
掲げる手術

※在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の「注2」
に規定する遠隔モニタリング加算

保険外併用療養費

(180日を超える入院) 2,160円(1日)

■医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を交付しています。